Safety 2.0 適合審査登録に関する合意書

申請者(甲)と日本認証株式会社(乙)は、Safety 2.0 適合審査及び登録(以下審査登録という)を行うにあたり、以下項目につき合意する。

以下項目以外については、甲、乙が Safety 2.0 適合の原則に従い誠意をもって協議し取り決めるものとする。

1. 事前打ち合わせ

甲及び乙は、審査登録を行うにあたり、事前打ち合わせにより、申請内容の把握、審査費用等の基本合意を行うものとする。

2. 申請

甲が乙に、Safety 2.0 適合審査申請書による申請、本契約書の手交、審査費用(申請料、審査基本料)の支払いを行った後、乙は、審査登録を開始するものとする。

3. スキル保有者の活用

甲が、スキル保有者による Safety 2.0 適合自己宣言の実施を希望する場合、以下の要件を満足しなければならない。

- 甲は、甲に属するスキル保有者のスキルおよび経験値を保証する。
- 前記、スキル保有者は、乙のヒアリングを受け「指定スキル保有者」として乙により登録される。
- 指定スキル保有者は、乙の指定する業務を指定された期日内で実行する。また、乙の指定する業務は第三者に再委託はできない。
- スキル保有者は、公平公正かつ客観的な立場から自己宣言書を確認すること宣誓する。
- 乙は、スキル保有者を用いた適合登録が、IGSAP の規定規則に準拠していないことが判明した場合、適合登録を取り消すことができる。

4. 情報

乙が、審査あるいは適合判定において必要とする技術情報等(以下情報という)を甲は乙に提供する。乙は、提供された情報を、本目的以外には使用せず、また、乙は、甲が秘密とした情報の秘密を保持するものとする。

5. 適合証明書

乙の Safety 2.0 適合審査及び招集する判定委員会の合格判定により、乙は甲に Safety 2.0 適合証明書を発行する。

6. 公表

Safety 2.0 適合証明書発行後、乙のホームページおよび、Safety 2.0 適合審査登録制度のスキームオーナである一般社団法人セーフティグローバル推進機構(以下 IGSAP という)のホームページに、甲は、申請者名、対象案件等を公表することに同意する。なお、公表の表現等については、甲、乙間で協議する。

7. 適合マーク等

Safety 2.0 適合証明書及び Safety 2.0 マークに関し、別途 IGSAP が規定する「IGSAP OD0103 Safety 2.0 適合審査登録制度 適合証明書及び適合マーク表示に関する規則」に従い、甲は誤解を招かない適正な表示を行うものとする。

8. 変更情報

乙から甲への適合証明書発行後、甲は Safety 2.0 適合条件に影響を及ぼす全ての変更情報を遅滞なく乙へ提供する。

9. サーベイランス審査等

「IGSAP OD0102 Safety 2.0 適合審査登録制度 手続規則」で規定するサーベイランス審査、更新審査、及び必要に応じて行う臨時(変更)審査を実施することに、甲は同意する。

10. 苦情、意義申し立て

甲の Safety 2.0 適合審査に係る苦情および異議申し立てに対し、別途規定する「IGSAP OD0102 Safety 2.0 適合審査登録制度 手続規則」に従い、乙は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

11. 一時停止・取り消し

乙が「IGSAP OD0102 Safety 2.0 適合審査登録制度 手続規則」に規定する証明書の一時停止あるいは取り消しを行う場合は、その事由を沿えて乙に書面にて通知する。

12. 契約書の保有

本契約の成立を証するため、甲および乙は、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、双方その電磁的記録を保管する。この場合、本契約においては、本電磁的記録を原本とし、本電磁的記録を印刷したものは写しとする。

年　　月　　日

甲:住所:
申請組織名称
代表者役職
氏名:

乙:住所:大阪市淀川区西宮原 2 丁目 7 番 53 号 Maruta ビル8F
日本認証株式会社
代表取締役社長
氏名:

見本